

厚生労働省発職 0323 第 3 号  
令和 5 年 3 月 23 日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令案要綱

第一 ワクチン接種会場への看護師等派遣に係る特例措置の廃止

看護師及び准看護師の業務（厚生労働大臣の指示に基づく新型コロナウイルス感染症のワクチンの予防接種に係るものに限る。）について、当該予防接種を行う病院又は診療所に労働者派遣を行うことができ  
るものとする特例措置が設けられているところ、当該特例措置を廃止すること。

第二 臨時の医療施設への看護師等派遣に係る特例措置の規定の削除

看護師及び准看護師の業務（新型コロナウイルス感染症に係るもの限り、第一に掲げるものを除く。）について、令和五年三月三十一日までの間に限り、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設（第三において単に「臨時の医療施設」という。）に労働者派遣を行うことができるものとする特例措置が設けられているところ、当該特例措置の規定を削除すること。

第三 施行期日等

一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。

二 臨時の医療施設については、令和五年五月七日までの間に限り、引き続き第二の特例措置の対象とする経過措置を設けること。